

少数株主権とは

私はある会社の株式を保有しています。株主として少数株主権があると聞きましたが、少数株主権とはどのようなものでしょうか。

1. 単独株主権と少数株主権

株式会社の株主が有する権利は単独株主権と少数株主権に分けることができます。

単独株主権とは 1 株でも株式を保有する株主であれば行使できる権利をいい、会社法上、剰余金分配請求権（105 条 1 項 1 号）、残余財産分配請求権（105 条 1 項 2 号）、議決権（105 条 1 項 3 号）、株主代表訴訟の提起権（847 条）などが定められています。

少数株主権とは行使のために総株主の一定数以上の議決権や一定割合以上の議決権あるいは発行済株式総数の一定割合以上の株式を有することが必要とされる権利をいいます。

少数株主権の議決権数や株式数の要件は、一人の株主のみで充足する必要はなく、複数の株主の有する議決権数や株式数を合計した場合に要件を充足するときは、当該複数の株主が連名で少数株主権を行使することができます。

会社法上、少数株主権として会計帳簿閲覧等請求権（433 条 1 項）や、役員解任の訴えの提起権（854 条）、株主総会招集請求権（297 条 1 項）、解散の訴え提起権（833 条 1 項）などが定められています。

2. 会計帳簿閲覧等請求

株式会社は、事業年度ごとに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければなりません（会社法 435 条 2 項）。

会計帳簿とは上記の計算書類や附属明細書を作成する基礎となるもので、一定時期における会社の財産及びその価額並びに取引その他財産に影響を及ぼすべき事項を記録した帳簿をいい、元帳、仕訳帳、伝票などがこれにあたります。

総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を有する株主または発行済株式の 100 分の 3 以上の数の株式を有する株主は、少数株主権として会計帳簿またはこれに関する資料の閲覧または謄写を請求することができます（会社法 433 条 1 項）。

会計帳簿の閲覧等の請求をする際には請求の理由を明らかにして請求しなければならないとされています。

請求の理由は具体的に述べなければなりません、請求の理由を基礎付ける事実が客観的に存在することを証明する必要はないと解されています。

3. 役員解任の訴え

株式会社の役員は、いつでも株主総会の決議によって解任することができます（会社法 339 条 1 項）。

ところが、役員の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会におい

て否決されたときには、総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する株主または発行済株式の 100 分の 3 以上の数の株式を 6 か月前から引き続き有する株主は、少数株主権として役員解任の訴えを提起することができます（会社法 854 条）。

役員解任の訴えは、会社及び解任を求める役員を被告として、当該役員を解任する旨の議案が否決された株主総会の日から 30 日以内に、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所に対し提起するものとされています（会社法 854 条 1 項、855 条、856 条）。

4. 株主総会招集

会社法上、株主総会は取締役が招集するのが原則ですが、総株主の議決権の 100 分の 3 以上を有する株主には、少数株主権として取締役に対し株主総会の目的である事項及び招集の理由を示して株主総会の招集を請求することができます（会社法 297 条 1 項）。

株主が取締役に対し上記の請求をしたにもかかわらず、取締役が遅滞なく招集の手続をとらない、または、請求の日から 8 週間以内の日を株主総会の日とする招集通知が発せられない場合、請求を行った株主は裁判所に対し株主総会招集の許可を申し立てることができ、これにより裁判所から許可を得れば、自ら株主総会を招集することができます（会社法 297 条 4 項）。

裁判所は、通常、審問の期日を開くなどして会社の代表取締役の陳述を聴き、反論の機会を与えうえて株主総会招集の許可、不許可の裁判をします。

少数株主権による株主総会の招集請求が濫用にあたる場合には制限されなければならない、客観的にみて総会を招集することに実益がないばかりか有害であることが明らかであり、かつ、申立人に害意がある場合には、株主総会招集許可の申立ては権利濫用により却下されるものと考えられます。

5. 株式会社解散の訴え

①株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがある場合、あるいは②株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくする場合において、やむを得ない事由があるときは、総株主の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する株主又は発行済株式の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主は、少数株主権として株式会社の解散判決を求めて訴えを提起することができます（会社法 833 条 1 項）。

この解散請求の制度は、「やむを得ない事由があるとき」すなわち解散以外に打開手段がない場合において、会社における内部紛争解決の最後の手段として認められているものであり、上記①の場合は株式の持分割合が 50 対 50 等で誰も支配権を取得できない状態を、上記②の場合は会社財産流用による経済的不公正の状態をそれぞれ想定しているものと解されています。

株式会社の解散の訴えは、当該株式会社を被告として、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所に対し提起するものとされています（会社法 834 条 20 号、835 条 1 項）。